

## 静岡インターネットダイヤルアップ型 IP 接続サービス約款

### 【第 1 章】総 則

#### 第 1 条(取扱いの準則)

静岡インターネット株式会社(以下「当社」といいます)は、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」といいます)その他の法令の規定による他、法第 31 条第 5 項の規定に基づき当社が定めたこの「静岡インターネットダイヤルアップ型 IP 接続サービス規約」(以下「約款」といいます)によって静岡インターネットサービスを提供します。

#### 第 2 条(約款の変更)

1. 当社は、お客さまの承諾を得ることなく、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。
2. 約款を変更するときは、当社は、当該変更により影響を受けることとなるお客さまに対し、事前にその内容について通知します。

#### 第 3 条(用語の定義)

この約款においては、次の用語はそれぞれの意味で使用します。

##### 用 語

- (1) 静岡インターネットダイヤルアップ型 IP サービス(以下「PPP 接続サービス」といいます)  
当社のアクセスポイントのネットワーク接続装置とお客さまの使用する 1 台の端末とを、PPP(ポイントツーポイントプロトコル)を用いて、アナログ回線又は ISDN 回線により接続する静岡インターネットサービスを指します。
- (2) 利用契約  
静岡インターネット PPP 接続サービスの提供を受けるための契約
- (3) お客さま  
当社と利用契約を締結している者
- (4) 顧客設備等  
お客さまが静岡インターネット PPP 接続サービスの提供を受けるため、電気通信回線を經由して接続したお客さまが管理する端末設備、電子計算機およびその他の機器
- (5) サービス用設備  
静岡インターネット PPP 接続サービスを提供するために当社が設置した、当社の通信設備および電子計算機等(電子計算機の本体、入出力装置、その他の機器およびソフトウェアを指します)
- (6) サービス用通信回線  
静岡インターネット PPP 接続サービスを提供するため、サービス用設備と他のインターネット事業者との間およびサービス用設備相互を接続する第一種電気通信事業者の電気通信回線
- (7) アクセス回線  
顧客設備等をサービス用設備に接続するために、当社が借りる回線
- (8) ネットワーク接続装置  
静岡インターネット PPP 接続サービスを提供するためにアクセス回線と顧客設備等を接続する装置(ターミナルアダプター・モデム)
- (9) ユーザーID  
静岡インターネット PPP 接続サービスを利用するお客さまに当社が付与する情報(お客様番号、電子メールアカウント等)

#### 第 4 条(サービスの提供区域)

当社がこの約款で提供するサービスの提供区域は、全国とします。

## 【第2章】利用契約

### 第5条(サービスの種類および内容)

静岡インターネット PPP 接続サービスの種類と内容は別表1および2に規定することとします。

## 【第3章】利用契約の締結等

### 第6条(最低利用期間)

静岡インターネット PPP 接続サービスの最低利用期間は、利用契約毎に利用契約開始月から起算して1年間とします。オプションサービスの最低利用期間は、当社ホームページにて別に定めるサービスガイドによります。

### 第7条(利用申込)

静岡インターネット PPP 接続サービス契約の申込は、サービスの内容を特定するために必要な事項を記入した当社所定の申込書を当社に提出していただくことにより行います。

### 第8条(利用契約の成立)

利用契約は、前条の申込に対し、当社が当社所定の申込み確認書(承り書)を発行することにより承諾し、成立するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、利用申込を承諾しないか、あるいは承諾後であっても PPP 接続サービスの利用申込承諾の取消を行う場合があります。

- (1) 申込書に虚偽の事実の記載があったとき
- (2) 申込者が静岡インターネット PPP 接続サービス料金(以下、「料金」といいます)等の支払いを怠るおそれがあるとき
- (3) 申込者が第22条(利用の停止)に該当したとき
- (4) 当社の業務の遂行上、または技術上に著しく困難があるとき
- (5) 申込みに係る静岡インターネット PPP 接続サービスを提供するための電話回線の敷設について、NTTの承諾が得られないとき
- (6) 申込者が当社または静岡インターネット PPP 接続サービスの信用を毀損するおそれがある態様で当該サービスを利用するおそれがあるとき
- (7) その他(1)から(6)までに類する事項があるとき
- (8) 前項の規定により、静岡インターネット PPP 接続サービスの利用を承諾しかねる場合は、

当社は、申込者に対し、当社所定の方法でその旨を通知します  
当社は静岡インターネット PPP 接続サービスにより、ユーザーIDを設定した場合は、当社所定の申込み確認書(承り書)を発行と同時に登録のご通知書としてお客さまに通知します。

### 第9条(ユーザーIDおよびパスワードの管理責任)

お客さまは、当社が付与したユーザーIDまたはパスワードを第三者に譲渡もしくは利用させたり、売買、名義変更、質入などすることはできません。

お客さまは、この約款に基づき付与されたユーザーIDおよびパスワードの管理責任を持つものとし、当社に損害を与えることはできないものとします。

お客さまは、ユーザーIDおよびパスワードが窃用され、または窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社から指示がある場合にはこれに従うものとします。

### 第10条(利用契約に基づく権利譲渡の禁止)

お客さまは、第11条(お客さまの地位の承継等)に規定する場合を除き、利用契約に基づいて静岡インターネット PPP 接続サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

### 第11条(お客さまの地位の承継等)

相続または法人の合併によりお客さまの地位の承継があったとき、地位の承継をした者は、承

継じた日から 30 日以内に当社所定の書類を当社に提出していただきます。  
当社はお客さまについて次の変更があったとき、そのお客さま、またはそのお客さまの業務の同一性および継続性が認められる場合に限り、前項のお客さまの地位の承継があったものとみなして前項の規定を準用します。

- (1) 個人から法人への変更
- (2) お客さまである法人の業務の分割による新たな法人への変更
- (3) お客さまである法人の業務の譲渡による別法人への変更
- (4) お客さまである法人を有しない社団の代表者の変更
- (5) その他(1)から(4)までに類する変更

#### 第 12 条(お客さまの氏名等の変更)

お客さまは、その氏名もしくは名称または住所もしくは所在地について変更があったときは、変更があった日から 30 日以内に当社所定の書類を提出していただきます。

お客さまは、前項に定める場合を除き、利用契約の申込書に記載の事項を変更しようとするとき(顧客設備等の追加、変更、削除等を行うことを含みます)は、当社所定の書類に変更事項、変更予定日を記入して、変更事項に応じ別途定める期日までに当社に提出していただきます。

#### 第 13 条(お客さまの義務)

お客さまが静岡インターネット PPP 接続サービスを経由して国内外のほかのネットワークと通信を行う場合、お客さまは経由するすべてのネットワークの規則に従うものとします。特に研究ネットワークは、営利目的として利用しないものとします。

#### 第 14 条(第三者の権利侵害の禁止)

お客さまは、静岡インターネット PPP 接続サービスを通じて、文章、写真、ソフトウェアなどを公開する場合、第三者の著作権、その他の権利を侵害しないものとします。

### 【第 4 章】回線

#### 第 15 条(サービス用の通信回線)

当社は、第一種電気通信事業者の提供する通信回線を使用して静岡インターネット PPP 接続サービスを提供します。

### 【第 5 章】顧客設備等

#### 第 16 条(顧客設備等の設置)

1. お客さまは当社から静岡インターネット PPP 接続サービスの提供を受けるにあたっては、自らの費用で、顧客設備等を設置していただきます。
2. お客さまが使用する顧客設備等は、当社が提示する技術的事項に適合する機器とします。ただし、静岡インターネット PPP 接続サービスにより個別に当該技術的事項を提示することがあります。
3. 静岡インターネット PPP 接続サービスにおける技術的事項は別途定めます。

#### 第 17 条(ネットワーク接続装置)

1. お客さま側に設置するネットワーク接続装置は、アクセス回線と顧客設備等とを接続します。ネットワーク接続装置は、当社設置あるいはお客さま設置とします。
2. 当社がネットワーク接続装置を設置する場合は、アクセス回線および当社のネットワーク接続装置を設置する場所を、お客さまに提供していただきます。
3. 当社がネットワーク接続装置を設置する場合は、アクセス回線及び当社のネットワーク接続装置の設置に関して必要となる電気を、お客さまに提供していただきます。
4. 当社がネットワーク接続装置を設置する場合は、アクセス回線及び当社のネットワーク接続装置について、お客さまは、次のことを守っていただきます。
  - (1) 当社の承認がある場合を除き、当社のネットワーク機器の停止、取外し、変更、分解または破壊をしないこと

- (2) 当社のネットワーク接続装置を善良な管理者の注意を持って管理すること
5. 前項の規定に違反して当社のネットワーク接続装置を亡失または破壊したときは、お客さまは、お客さまの負担において、当該装置を回復または修理するものとします。

#### 第 18 条(異常が生じた場合の措置)

1. ネットワーク接続装置を当社がお客さま側に設置した場合、当社のネットワーク接続装置が正常に機能しないときは、お客さまは直ちにその旨を当社に通知するものとします。
2. 前項の通知があったときは、当社の社員または当社が指定する者がその原因を調査し、及び当該装置の修理を行うものとします。
3. 前項の調査の結果、当社のネットワーク接続装置に故障がないことが明らかになったときは、お客さまは、当社に対し、当該調査に関して要した費用を支払うものとします。
4. 第 2 項の調査の結果、当社のネットワーク接続装置に故障があり、当該故障がお客さまの責に帰すべき事由により生じたときは、当該故障の調査及び修理に対して要した費用は、お客さまに負担していただきます。

#### 第 19 条(お客さまの維持責任)

1. お客さまは静岡インターネット PPP 接続サービスの遂行に支障を与えないために、顧客設備等を正常に稼動するよう維持していただきます。
2. お客さまは、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、顧客設備等に他の機械、付加物品等を取り付けないものとします。

### 【第 6 章】利用の中止・停止・通信利用の制限ならびにサービスの廃止

#### 第 20 条(利用の中止)

1. 当社は、次の場合には、静岡インターネット PPP 接続サービスの提供を中止することがあります。
  - (1) サービス用設備の保守または工事中やむを得ないとき、および障害などやむを得ない事由があるとき
  - (2) 第一種電気通信事業者の都合によりサービス用通信回線の使用ができないとき
  - (3) 当社が接続するほかのインターネット事業者の都合によりサービスの提供が不能なとき
  - (4) 第 21 条(通信利用の制限)の規定によるとき
  - (5) その他(1)から(4)までに類する事項があるとき
2. 当社は前項の規定により、静岡インターネット PPP 接続サービスを廃止するときは、あらかじめその旨をお客さまにお知らせします。ただし、緊急ややむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第 21 条(通信利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、PPP 接続サービスの提供を制限し、または中止する措置を取ることがあります。

#### 第 22 条(利用の停止)

1. 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合、6 ヶ月以内で当社が定める期間、静岡インターネット PPP 接続サービスの利用を停止する場合があります。
  - (1) サービス料金、お客さまが約款に基づき、当社に支払うべき料金などをその支払期日を経過してもなお支払われないとき
  - (2) 第 9 条(ユーザーID およびパスワードの管理責任)、第 14 条(第三者の権利侵害の禁止)、第 16 条(顧客設備等の設置)第 2 項、第 17 条(ネットワーク接続装置)第 4 項、または第 19 条(お客さまの維持責任)の規定に違反したとき
  - (3) 違法に、または明らかに公序良俗に反する態様において静岡インターネット PPP 接

続サービスを使用したとき

- (4) 当社が提供するサービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し重要な支障を与える態様において静岡インターネット PPP 接続サービスを使用したとき
  - (5) その他(1)から(4)までに類する事項のとき
2. 当社は、前項の規定により静岡インターネット PPP 接続サービスの利用を停止するときは、その理由、利用停止をする日および期間をあらかじめお客さまにお知らせします。
  3. 当社は、前項の規定により静岡インターネット PPP 接続サービスの提供が停止された期間のサービス料金は、当該静岡インターネット PPP 接続サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

#### 第 23 条(サービスの停止)

1. 当社は、都合により静岡インターネット PPP 接続サービスの特定の種類のサービスを廃止することがあります。
2. 当社は、前項の規定によりサービスを廃止するときは、お客さまに対し廃止する日の 3 ヶ月前までに、書面によりその旨を通知します。

### 【第 7 章】利用契約の解約

#### 第 24 条(お客さまが行う利用契約の解約)

お客さまは、当社所定の書類に解約する接続サービスの種類、解約日等当社の指定する事項を記入のうえ、解約希望月の 30 日前までに、申込フォームもしくは書面にて当社に通知していただくことにより、利用契約を解約することができます。

ただし、第 6 条(最低利用期間)の最低利用期間内で利用契約を解約する場合は、第 29 条(最低利用期間内に解約した場合の料金)の料金を適用します。

#### 第 25 条(当社が行う利用契約の解約)

1. 当社は、第 22 条(利用の停止)の規定により静岡インターネット PPP 接続サービスの利用を停止されたお客さまが第 22 条(利用の停止)の期間中にその事由を解消しない場合は、その利用契約を解約することがあります。
2. 当社は、お客さまにおいて手形の不渡りまたは破産申し立て等の理由により債務の履行が困難になったときは、第 22 条(利用の停止)及び前項の規定にかかわらず利用の停止をしないでその利用契約を解約することがあります。
3. 当社は、第 1 項及び第 2 項の規定により、利用契約を解約しようとするときは、あらかじめお客さまにその旨をお知らせします。

### 【第 8 章】料金等

#### 第 26 条(料金の適用)

サービス料金は、別表 2 料金表に規定するとおりとします。

#### 第 27 条(料金の計算方法)

1. サービス料金には、静岡インターネット PPP 接続サービスの利用に関し、利用申込を承諾した後に電話回線の設置に係る初期費用、サービスを利用するための月額料金および契約事項の変更があった場合に発生する手数料があります。このうち、初期費用は、利用契約成立の際に一時的に発生する費用です。
2. サービス料金のうち月額料金については次のとおりです。
  - (1) 月額料金とは、お客さまが使用する静岡インターネット PPP 接続サービスの種類に応じて定まる基本サービスの接続料とオプションサービスの利用料を合計した毎月一定額の料金です。
  - (2) 月の途中で利用契約が開始された場合も、当月分よりお客さまに月額料金の全額を請求致します。
  - (3) 当社の責に帰すべき事由により静岡インターネット PPP 接続サービスが全く利用し得ない状態(全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じ)としま

す。)が生じた場合において、当社が当該状態が生じたことを知った時から連続して24時間以上の時間(以下「利用不能時間」といいます。)当該状況が継続したときは、当社は、お客さまに対し、お客さまからの利用不能時間分の減額請求に基づき、利用不能時間を24で除した数(小数点以下の端数は、切り捨てます)に月額料金の30分の1を乗じて算出した額(1円未満の端数は、切り捨てます)を、お客さまが当社に支払うべきこととなる静岡インターネット PPP 接続サービスの料金から減額します。ただし、お客さまが当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日まで当該請求をしなかったときは、お客さまは、その権利を失うものとします。

#### 第28条(サービスの種類を変更した場合の料金)

1. サービスの種類を変更(以下「契約変更」といいます)した場合、契約変更後のサービスが新たに発生したものとして、変更後のサービスに対して手数料を請求致します。
2. 契約変更があった場合の月額料金は、次のとおりとします。
  - (1) 月額料金が減額となる契約変更の場合の料金は、契約変更月は変更前契約のサービス料金を適用します。
  - (2) 月額料金が増額となる契約変更の場合の料金は、契約変更日より変更後のサービス料金を適用します。

#### 第29条(最低利用期間に解約した場合の料金)

静岡インターネット PPP 接続サービスを第6条(最低利用期間)の最低利用期限内に解約した場合のサービス料金の額は、課金開始月から当該最低利用期間の末日までのサービス料金の額とします。

#### 第30条(料金の支払い方法及び支払い期日)

1. お客さまは、サービス料金等を当社が指定する方法により支払うものとします。
2. お客さまは、サービス料金等を当社が指定する期日(以下「支払い期日」といいます)までに支払うものとします。
3. お客さまは、サービス料金等を支払期日の到来する順序に従って支払うものとします。
4. お客さまはサービス料金等を原則として毎月お支払の場合はご利用月に、年間でお支払の場合は契約更新日の前までにお支払いただくものとします。
5. 第30条4に記載されている支払方法以外の場合は別途契約書を取り交わすものとします。

#### 第31条(割増金)

お客さまは、サービス料金等の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額を割増金として、当社が当社を通じて指定する期日までに支払うものとします。

#### 第32条(延滞利息)

お客さまは、サービス料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期限を経過してもなお支払いがなされない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が指定する期日までに支払うものとします。

#### 第33条(消費税等)

お客さまが当社に対し本サービスに関する債務を支払う際に、消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額を併せて支払うものとします。

### **【第9章】お客さま情報の保護**

#### 第 34 条(お客さま情報の保護)

1. 当社は、静岡インターネット PPP 接続サービスの提供に関連して知り得たお客さまの情報を、お客さまの承認を得た場合、法令に基づき利用、又は提供しなければならない場合を除き、第三者に漏洩しないものとします。
2. 電話回線の敷設に係り第一種電気通信事業者に対して、設置工事に必要な情報を提供することをお客さまは、あらかじめ承認するものとします。
3. 当社がこのサービス料金等の収納を委託する者に対して、収納に必要な情報を提供することをお客さまは、あらかじめ承認するものとします。

### 【第 10 章】 損害賠償

#### 第 35 条(損害賠償の限度)

1. 第一種電気通信事業者の提供する電気通信役務、または、国外の電気通信事業体の責に帰すべき事由を原因として、静岡インターネット PPP 接続サービスの利用不能状態が生じたことによりお客さまが損害を被ったときは、当社は、当該損害を被ったお客さまに対し、その請求に基づき、当社が当該第一種電気通信事業者等から受領した損害賠償の額(以下「損害限度額」といいます)を限度として、損害の賠償をします。
2. 前項のお客さまが複数ある場合における当社が賠償すべき損害の額は、当該損害を被った全てのお客さまの損害に対し、損害限度額を限度とします。この場合において、お客さまの損害の額を合計した額が損害限度額を超えるときは、各お客さまに対し支払われることとなる損害賠償の額は、当該お客さまの損害の額を当該損害を被った全てのお客さまの損害の額を合計した額で除して算出した数を損害限度額に乗じて算出した額となります。

#### 第 36 条(免責)

当社は、前条(損害賠償の限度)の場合を除き、お客さまが静岡インターネット PPP 接続サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の責任を問わず、賠償の責任を問いません。ただし、当社の故意または重過失に基づく場合はこの限りではありません。

#### 第 37 条(情報の管理)

お客さまは、静岡インターネット PPP 接続サービスを利用して受信し、または送信する情報については、静岡インターネット PPP 接続サービスの設備又は装置の故障によるその消失を防止するための措置を採っていただきます。

#### 第 38 条(責任の分界点)

ネットワーク接続装置を当社が設置した場合、ネットワーク接続装置とお客さま設備を接続するイーサネットあるいは USB の端末接続装置側の接続点を責任分界点とします。

### 【第 11 章】 雑則

#### 第 39 条(協議)

この約款に記載のない実施上必要な細目については、お客さまと当社との協議によって定めま

#### 付則

この約款は平成 7 年 10 月 1 日より効力を発するものとします。

改訂 平成 21 年 4 月 28 日

改訂 平成 26 年 3 月 20 日

**【別表 1】**

## 静岡インターネット PPP 接続サービスの種類

| 種 類                  | 内 容                                                                       |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 静岡インターネット PPP 接続サービス | 電話回線を利用し、お客さまの端末を接続するサービスです。                                              |
| 備 考                  | オプションサービスの詳細は、別に定めるサービスガイドを参照して下さい。当社は、お客さまの要望により、上記以外の種類において提供することがあります。 |

**【別表 2】**

## 静岡インターネット PPP 接続サービスの料金

- ・初期費用：利用契約締結の際に支払う一時金

|       |              |
|-------|--------------|
| 申込手数料 | 5,000 円 (税別) |
|-------|--------------|

- ・年額料金：利用開始日以降年間一括で支払う料金

|                      |               |
|----------------------|---------------|
| 静岡インターネット PPP 接続サービス | 22,000 円 (税別) |
|----------------------|---------------|

(\*)入会初年度は入会金と一年分の利用料金を一括でお支払いいただきます。

(\*)一ヶ月分の割引が適用されております。

- ・学生割引、障害者割引：利用開始日以降、年間一括で支払う料金

|                                |               |
|--------------------------------|---------------|
| 静岡インターネット PPP 接続サービス<br>割引サービス | 15,000 円 (税別) |
|--------------------------------|---------------|

(\*)静岡県内の学校(大学・短大・専門学校及び高校)に在籍する生徒であること

(\*)少なくとも、ご契約期間の半分以上において、在籍する学校に在籍し続けていること

(\*)サービスのご利用者が、ご契約者自身であること

(\*)ご利用料金をご契約者自身の収入(アルバイト収入など)からお支払いいただくこと

(\*)お申込時に在学証明書(学生証・在学証明書・障害者手帳等)のコピーをお送り頂きます

- ・月額料金：利用開始日以降毎月支払う料金

|                      |              |
|----------------------|--------------|
| 静岡インターネット PPP 接続サービス | 2,000 円 (税別) |
|----------------------|--------------|

電話回線をインターネット接続に利用するために第一種電気通信事業者等に対し別途費用が必要となることがあります。その他の費用は NTT が別に定めるサービスガイドを参照して下さい。

## サービス時間

毎日 24 時間 (ただし、保守の都合上、予告の上、運休する場合があります。)

## サポート時間

午前 9 時～午後 5 時(ただし、土・日・祝日は除く)

〒417-0056

静岡県富士市日乃出町 177-1

静岡インターネット株式会社

TEL:0545-55-0433 FAX:0545-55-0898